

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村交付金の対象事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第2条第1項及び前項に規定するもののほか、団体等の活動に要する経費に対して<u>県が市町村その他の団体等と</u>応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、市町村交付金の対象経費としない。</p> <p>3 略</p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された地域自立戦略課の長。以下同じ。）が別に定める方法により配分して得られる額を加えて得られる額とする。</u></p>	<p>（市町村交付金の対象事業）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第2条第1項及び前項に規定するもののほか、団体等の活動に要する経費に対して<u>県及び市町村その他の団体等が</u>応分の負担を行う場合における当該市町村の負担に要する経費は、市町村交付金の対象経費としない。</p> <p>3 略</p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事が別に定める方法により配分して得られる額を加えて得られる額とする。</p>

(市町村ごとの市町村交付金の額)

第5条 条例第3条第2項に規定する市町村ごとの市町村交付金の交付額は、次の各号に定める額の合計額の範囲内の額とする。

(1) 略

(2) 前号イの額が同号アの額を超える市町村(以下「調整交付対象市町村」という。)にあっては、アの額をイの額で按分して得られる額(以下「調整交付額」という。)

ア 条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額から前号の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じた額

イ 各調整交付対象市町村における前号イの額から同号アの額を減じた額

2 略

(市町村交付金の交付)

第6条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度1月末日までに、次に掲げる事項を記載した市町村交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2～6 略

(市町村交付金対象事業の実績等の報告)

第10条 市町村交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた年度の1月末日から翌年度の6月末日までの間に、市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書(以下「実績報告書等」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

2 市町村交付金対象事業実績報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 市町村交付金の対象事業ごとの事業費及びその内訳

(4) 略

3～6 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

3 地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動(地域をあげて住民が参画する活動に限る。)に要する経費

4 県内農山漁村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進

(市町村ごとの市町村交付金の額)

第5条 条例第3条第2項に規定する市町村ごとの市町村交付金の交付額は、次の各号に定める額の合計額の範囲内の額とする。

(1) 略

(2) 個別最低保証額を超える事業を実施した市町村にあっては、アの額をイの額で按分して得られる額(以下「調整交付額」という。)

ア 条例第3条第1項第2号の市町村交付金の総額から前号の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じて得られる額

イ 各市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額

2 略

(市町村交付金の交付)

第6条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村長は、毎年度2月末日までに、次の事項を記載した市町村交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2～6 略

(市町村交付金対象事業の実績等の報告)

第10条 市町村交付金の交付を受けた市町村長は、当該交付を受けた年度の2月末から翌年度の6月末日までの間に、市町村交付金対象事業実績報告書及び市町村交付金実施結果調書(以下「実績報告書等」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

2 市町村交付金対象事業実績報告書には、次の事項を記載するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 市町村交付金の対象事業ごとの所要額及びその内訳

(4) 略

3～6 略

別表(第3条関係)

1及び2 略

3 地域住民が主体となり、地域の自立又は観光振興につながる新たな活動(地域をあげて多くの住民が参画する活動に限る。)に要する経費

4 県内農山村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する

<p>する活動に要する経費</p> <p>5～14 略</p> <p>15 <u>個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への自然エネルギー導入に要する経費</u></p> <p>16～29 略</p> <p>30 <u>人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費</u></p> <p>31 <u>隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費</u></p> <p>32 <u>農業を営む個人又は法人その他の団体が行う農業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組みの支援に要する経費</u></p>	<p>活動に要する経費</p> <p>5～14 略</p> <p>15 個人が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費</p> <p>16～29 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する市町村交付金について適用し、施行日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新規則第10条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により知事に提出する市町村交付金対象事業実績報告書から適用する。